

令和4年3月9日  
総務部職員課

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		社会状況の変化や他区の支給状況等を踏まえ、条例の一部を改正する。
保健・福祉業務 手当	第3条	保健所に勤務する職員の家庭等への訪問による精神衛生相談業務に係る手当を廃止する。
附則		令和4年4月1日から施行する。 また、この条例の施行日前の特殊勤務手当に係る経過措置を設ける。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略) (保健・福祉業務手当)</p> <p>第3条 保健・福祉業務手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保健所に勤務する職員で、相談員として家庭等を訪問し、精神衛生相談業務に従事したもの</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前項第4号に規定する場合 従事した日1日につき200円</u></p> <p>第4条～第9条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (保健・福祉業務手当)</p> <p>第3条 保健・福祉業務手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の江東区職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。</p>